

令和3年第11回会津若松市

農業委員会総会議事録

- 1 日時 令和3年11月22日 午後1時30分から
- 2 場所 会津若松市役所北会津支所ピカリンホール
- 3 委員 農業委員 19名 農地利用最適化推進委員 18名
- 4 出席した農業委員 18名

1番委員	庄司 遼	2番委員	多田 善信	3番委員	長尾 好章
4番委員	渡部 一夫	5番委員	折笠 康裕	6番委員	星 富士雄
7番委員	大竹 健司	8番委員	佐野 和枝	9番委員	小檜山 祐一
10番委員	丸山 世子			12番委員	渡邊 直也
13番委員	吉田 武幸	14番委員	弓田 秀一	15番委員	佐々木 隆夫
16番委員	渡部 裕末	17番委員	奈良橋 渉	18番委員	渡部 政美
19番委員	永井 茂				

出席した農地利用最適化推進委員 16名

1番委員	二瓶 正貴	2番委員	島影 盛継		
4番委員	室野井 建一	5番委員	佐藤 直意	6番委員	菅井 洋一
		8番委員	佐藤 恒男	9番委員	渡部 政治
10番委員	武田 久美子	11番委員	二瓶 幸太郎	12番委員	鈴木 純一
13番委員	皆川 庄司	14番委員	星 俊典	15番委員	高橋 一美
16番委員	岩橋 近芳	17番委員	棚木 信治	18番委員	手代木 久司

- 5 欠席した農業委員 1名

11番委員	吉田 和明				
-------	-------	--	--	--	--

欠席した農地利用最適化推進委員 2名

3番委員	本田 武史	7番委員	鈴木 衛		
------	-------	------	------	--	--

- 6 出席した事務局職員

事務局長	赤谷 孝二	事務局次長	余田 郷太	副主幹	佐藤 良太郎
主任主査	入岡 直子	主任主査	慶徳 幸一郎		

農政課

--	--	--	--	--	--

<p>会 長</p>	<p>只今より、令和3年第11回会津若松市農業委員会総会を開催いたします。 これより日程に基づき議事を進めますが、留意事項について先に申し述べます。 総会資料は個人情報であり、農業委員及び農地利用最適化推進委員には守秘義務が課されていることから、その取り扱いについては十分注意願います。 また、会議中においては、携帯電話のスイッチは切っておくか、マナーモードに設定願います。会議中の私語については、各自慎むようご協力をお願いいたします。また、会議中の飲食は、ご遠慮くださるようお願いいたします。 なお、議案に対する質問等については、挙手の上、許可を得た後に、起立いただき、発言をお願いいたします。 また、本日は議事に関係する委員がおられますので、該当する議案については、退席されますようご理解とご協力をお願いいたします。 本日出席の農業委員は18名でありまして、定足数に達しております。 また、会津若松市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は16名であります。 それでは只今より会議を開きます。 まず、議事録署名委員の指名についてであります。署名委員については、例により私からご指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。農業委員16番・渡部裕末委員、農業委員17番・奈良橋渉委員、以上二名の方をご指名申し上げます。 ご了承願います。 始めに、議案第42号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。 提出案件について、各地区担当委員の調査報告を求めます。 旧市・一箕・東山地区担当委員より1番について説明願います。</p>
<p>(農業委員10番) 丸山 世子 委員</p>	<p>議案第42号1番について、農業委員10番丸山より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件については、農家間での農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、11月20日正午より、地区担当委員4名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>湊地区担当委員より2番について説明願います。</p>
<p>(農業委員9番) 小檜山祐一 委員</p>	<p>議案第42号2番について、農業委員9番小檜山より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件については、離農により農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、11月20日午後5時より、地区担当委員2名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員12番) 鈴木 純一 委員</p>	<p>荒井地区担当委員より3番について説明願います。</p> <p>議案第42号3番について、推進委員)12番鈴木より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。</p>

	<p>この案件については、親戚に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。</p> <p>調査月日は、11月15日午後2時30分より、地区担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたので報告いたします。</p>
会 長	<p>各地区担当委員からの調査報告が終わりました。</p> <p>本件について ご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
会 長	<p>それではお諮りします。議案第42号農地法第3条の規定による許可申請についてを原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
会 長	<p>満場ご異議ないものと認めます。</p> <p>よって、議案第42号は原案のとおり決せられました。</p> <p>次に、議案第43号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>堂島地区担当委員より1番について説明願います。</p>
(推進委員17番) 棚木 信治 委員	<p>推進委員17番棚木より、議案第43号農地法第4条の規定による許可申請についての1番について、報告いたします。</p> <p>申請の詳細は議案書記載のとおりであります。</p> <p>この案件につきましては、農地法第4条第1項の規定に基づき、農業用施設を建築するものであります。</p> <p>農地区分については、第1種農地の内、既存施設拡張事業に該当し、転用許可可能なものであります。</p> <p>なお、これは合同調査でありまして、11月18日午前9時25分から、農地部会より吉田部会長、大竹副部会長、小檜山部会委員の3名の他、地区委員2名、事務局1名の計6名で実施したものであります。</p> <p>本件については、農振法は手続き不要、都市計画法・土地改良区は協議済みであり、事業達成の確実性など、転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。</p> <p>報告は以上です。</p>
会 長	<p>本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、その調査結果を農地部会長より報告願います。</p>
農地部会長 吉田 武幸 委員	<p>地区担当委員の報告のとおり、農地部会でも何ら異議ないものと認めて参りましたことを報告します。</p>
会 長	<p>地区担当委員及び農地部会長からの調査報告が終わりました。</p> <p>本件についてご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
会 長	<p>それではお諮りします。議案第43号農地法第4条の規定による許可申請についてを原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p>

<p>会 長</p>	<p>(異議なし の声あり)</p> <p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第43号は原案のとおり決せられました。 次に、議案第44号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。 提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。 旧市・一箕・東山地区担当委員より1番について説明願います。</p>
<p>(農業委員10番) 丸山 世子 委員</p>	<p>農業委員10番丸山より、議案第44号農地法第5条の規定による許可申請についての1番について報告いたします。 申請の詳細は議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農地法第5条第1項の規定に基づき、工事用の資材置場等を確保するため、一時移転をするものです。 農地区分については、第2種農地の内、小規模で生産性の低いその他の農地と見られることから、転用許可可能なものです。 なお、これは合同調査でありまして、11月18日午前10時10分から、農地部会より吉田部会長、大竹副部会長、小檜山部会委員の3名の他、地区委員4名、事務局1名の計8名で実施したものであり、本件については、農振法・都市計画法は手続き不要、土地改良区は協議済みであり、事業達成の確実性など転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。 報告は以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、その調査結果を農地部会長より報告願います。</p>
<p>農地部会長 吉田 武幸 委員</p>	<p>地区担当委員の報告のとおり、農地部会でも何ら異議ないものと認めて参りましたことを報告します。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区担当委員及び農地部会長からの調査報告が終わりました。 本件についてご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第44号農地法第5条の規定による許可申請についてを原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p>
<p>会 長</p>	<p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第44号は原案のとおり決せられました。 次に、議案第45号農用地利用集積計画の作成についてを議題といたします。</p> <p>(※関係する議案により退席 農地利用最適化推進委員) 島影 盛継 委員 退席</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員14番) 弓田 秀一 委員</p>	<p>利用権設定についてお願いします。 各地区担当委員、並びに事務局の調査報告を求めます。 高野地区担当委員より1番について説明願います。</p> <p>農業委員14番弓田より議案第45号利用権設定の1番について、ご報告いたします。</p>

<p>会 長</p>	<p>詳細については議案書記載のとおりであります。 この案件については農家間における利用権設定です。 申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、11月20日午後4時30分より地区担当委員2名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>(推進委員5番) 佐藤 直意 委員</p>	<p>神指地区担当委員より2番から3番について説明願います。</p> <p>推進委員5番佐藤より議案第45号利用権設定の2番から3番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 2番の案件については、農業者年金受給継続のための利用権設定であり、3番の案件は、農家間における利用権設定です。 申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、11月14日午前9時より地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員9番) 渡部 政治 委員</p>	<p>門田地区担当委員より4番から11番について説明願います。</p> <p>推進委員9番渡部より議案第45号利用権設定の4番から11番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 4番から7番の案件については、農家間における利用権設定であり、8番から11番の案件は農地中間管理事業を活用した利用権設定です。 申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、11月13日午後1時より地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員12番) 鈴木 純一 委員</p>	<p>荒井地区担当委員より12番から13番について説明願います。</p> <p>推進委員12番鈴木より議案第45号利用権設定の12番から13番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 12番の案件については、農業を営む法人に対する利用権設定であり、13番については、農業者年金受給継続のための利用権設定です。 申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、11月15日午後2時10分より地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員6番) 星 富士雄 委員</p>	<p>川南地区担当委員より14番から18番について説明願います。</p> <p>農業委員6番星より議案第45号利用権設定の14番から18番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 14番、18番の案件については、農業者年金受給継続のための利用権設定であり、15番から17番については、農家間における利用権設定であります。 申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、11月15日午後2時より地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>

<p>会 長</p> <p>(推進委員 14 番) 星 俊典委員</p>	<p>館ノ内地区担当委員より 19 番から 22 番について説明願います。</p> <p>推進委員 14 番星より議案第 45 号利用権設定の 19 番から 22 番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 19 番の案件については、農家間における利用権設定であり、20 番から 22 番の案件については、農地中間管理事業を活用した利用権設定です。 申請内容については、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、11 月 15 日午後 2 時より地区担当委員 2 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員 10 番) 武田久美子 委員</p>	<p>日橋地区担当委員より 23 番について説明願います。</p> <p>推進委員 10 番武田より議案第 45 号利用権設定の 23 番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 この案件については農家間における利用権設定です。 申請内容については、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、11 月 14 日午前 10 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員 17 番) 棚木 信治 委員</p>	<p>堂島地区担当委員より 24 番から 26 番について説明願います。</p> <p>推進委員 17 番棚木より議案第 45 号利用権設定の 24 番から 26 番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 この案件については農家間における利用権設定です。 申請内容については、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、11 月 17 日午後 3 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員 8 番) 佐藤 恒男 委員</p>	<p>南四合・町北地区担当委員より 27 番から 28 番について説明願います。</p> <p>推進委員 8 番佐藤より、議案第 45 号利用権設定の 27 番から 28 番についてご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 これらの案件については、達摩地区の集落案件であり、農地中間管理事業を活用した利用権設定であります。 申請内容につきましては、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らし、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>吉田 武幸 委員</p>	<p>各地区担当委員からの調査報告が終わりました。本件についてご質問ございませんか。</p> <p>4 番から 7 番について、賃借料が 4 番、5 番、7 番はコシヒカリ 1 俵、6 番については 1.5 俵となっているが理由は何か。 また、23 番についても低く設定されているが理由は何か。</p>
<p>会 長</p> <p>渡部 政治 委員</p>	<p>渡部政治委員</p> <p>6 番の圃場は状態が良いものの。他の圃場は水が沸く等圃場条件が悪いことからコシヒカリ 1 俵としております。</p>

会 長	武田久美子委員
武田久美子 委員	条件が悪い圃場があることから、双方の合意による金額設定となっております。
会 長	吉田委員、よろしいですか。
吉田 武幸 委員	了承しました。
会 長	<p>それではお諮りします。議案第45号農用地利用集積計画の作成についてを原案どおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
会 長	<p>満場ご異議ないものと認めます。</p> <p>よって、議案第45号は原案のとおり決せられました。</p> <p>島影 盛継 委員 着席</p>
会 長	<p>次に、議案第46号現況確認証明願についてを議題といたします。</p> <p>提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>旧市・一箕・東山地区担当委員より1番から3番について説明願います。</p>
(農業委員15番) 佐々木隆夫委員	<p>農業委員15番佐々木より、議案第46号現況確認証明願についての1番から3番について報告いたします。</p> <p>申請の詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>1番の案件につきまして、現地は鉱山跡地の沈下や、道沿い水路の崩れによる通行不能、猪による水田掘り起し被害等といった、場所毎に異なる要因でそれぞれ耕作が出来なくなったものであり、以降、原野化し現在に至っております。</p> <p>2番並びに3番の案件につきましては、現地は、いずれも20年以上前より耕作をやめ、その後、原野化し現在に至っているものであり、1番から3番のいずれも、地目変更を行うための証明申請であります。</p> <p>なお、これは合同調査でありまして、11月18日午前10時35分から、農地部会より吉田部会長、大竹副部会長、小檜山部会委員の3名の他、地区委員4名、事務局1名の計8名で実施したものであり、県現況確認証明書等交付事務取扱要領の規定に基づき、現況確認証明書の各項目について調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので、ご報告いたします。</p>
会 長	<p>本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、その調査結果を農地部会長より報告願います。</p>
農地部会長 吉田 武幸 委員	<p>地区担当委員の報告のとおり、農地部会でも何ら異議ないものと認めて参りましたことを報告します。</p>
会 長	<p>地区担当委員及び農地部会長からの調査報告が終わりました。</p> <p>本件についてご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
会 長	<p>それではお諮りします。議案第46号現況確認証明願についてを原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>

<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第46号は原案のとおり決せられました。 次に、議案第47号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するかどうかの判断についてを議題といたします。 提出案件について、各地区担当委員の調査報告を求めます。 大戸地区担当委員より1番から2番について説明願います。</p>
<p>(推進委員11番) 二瓶幸太郎委員</p>	<p>推進委員11番二瓶より、議案第47号の1番から2番について報告いたします。 この案件につきましては、耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するかどうかの判断をしようとするものであり、11月9日午後3時45分から当該地について調査を実施した結果、非農地とすることが適当であると判断して参りましたので、ご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員9番) 小檜山祐一委員</p>	<p>湊地区担当委員より3番から78番について説明願います。 農業委員9番小檜山より、議案第47号の3番から78番について報告いたします。 この案件につきましては、耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するかどうかの判断をしようとするものであり、11月9日午前10時50分から当該地について調査を実施した結果、非農地とすることが適当であると判断して参りましたので、ご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員12番) 鈴木 純一 委員</p>	<p>荒井地区担当委員より79番から80番について説明願います。 推進委員12番鈴木より、議案第47号の79番から80番について報告いたします。 この案件につきましては、耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するかどうかの判断をしようとするものであり、11月9日午後3時から当該地について調査を実施した結果、非農地とすることが適当であると判断して参りましたので、ご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員17番) 棚木 信治 委員</p>	<p>堂島地区担当委員より81番から88番について説明願います。 推進委員17番棚木より、議案第47号の81番から88番について報告いたします。 この案件につきましては、耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するかどうかの判断をしようとするものであり、11月9日午前9時20分から当該地について調査を実施した結果、非農地とすることが適当であると判断して参りましたので、ご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>農地部会長 吉田 武幸 委員</p>	<p>本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、その調査結果を農地部会長より報告願います。 この案件は、11月5日遊休農地対策部会において協議検討されましたB判定農地であります。部会からは非農地との判断が適当であるとの意見を受け、11月9日に地区委員とともに現地調査を実施しました。 その結果、長年耕作されておらず、山林原野化しているため地区担当委員の報告のとおり、農地部会でも非農地として判断してまいりました。 報告は以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>各地区担当委員及び農地部会長からの調査報告が終わりました。</p>

	<p>本件についてご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
会 長	<p>それではお諮りします。議案第47号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断についてを原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
会 長	<p>満場ご異議ないものと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり決せられました。</p> <p>次に報告に移ります。</p>
会 長	<p>報告第27号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告第28号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、及び報告第29号農地法第5条第1項第7号の規定による届出についての報告をお願いいたします。</p> <p>事務局より報告願います。</p>
事務局	<p>報告第27号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の1番から10番について、事務局よりご報告いたします。</p> <p>届出の詳細については、議案書記載のとおりです。</p> <p>これらの案件につきましては相続等により権利取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。</p> <p>次に、報告第28号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告いたします。</p> <p>届出の詳細については、議案書記載のとおりです。</p> <p>これらにつきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものです。</p> <p>なお、都市計画法上の意見としまして、1番3番には、隣接する土地との境界を明確にすること。施工の際は隣接地に影響のないよう十分配慮すること。必要に応じ、道路、水路等について関係部局と協議してください。敷地内の雨水排水等については、下流側水路の流下能力を十分調査し、検討してから排水すること。2番には、隣接する土地との境界を明確にしてくださいとの意見が付されております。</p> <p>次に、報告第29号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、報告いたします。</p> <p>届出の詳細については、議案書記載のとおりです。</p> <p>これらにつきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものです。</p> <p>なお、都市計画法上の意見としまして、1番2番7番には、隣接する土地との境界を明確にしてください。施工の際は、隣接地に影響のないよう十分配慮してください。必要に応じ、道路、水路等について関係部局と協議してください。敷地内の雨水排水等については、下流側水路の流下能力を十分調査し、検討してから排水してください。3番には、令和3年9月24日付け会津若松市指令開第1164号で許可した開発行為の内容を遵守すること。4番5番6番には、令和3年10月4日付け会津若松市指令開第1199号で許可した開発行為の内容を遵</p>

会 長	<p>守すること。隣接地との一体的な開発、面積3,000㎡以上により、会津若松市景観条例に基づく大規模行為の届出対象と判断します。との意見が付されております。</p> <p>報告は以上でございます。</p> <p>以上、報告でございます。ご了承願います。</p> <p>以上をもって、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会といたします。</p> <p>(午後2時20分 閉会を宣言する。)</p>
-----	--

この議事録は、事実と相違ないことを認め署名する。

令和3年11月25日

会津若松市農業委員会 会長

16番農業委員

17番農業委員